

●香川県告示第193号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

香川郡直島町字柏島3111、3112、字尾高島3113、字姫泊3117の2、3117の15から3117の17まで、3117の19、字京ノ山3299の3、3299の53、3299の55、3299の57、3299の68、3299の77、3299の90、字揚島3456、字立石3457、3458の1、3458の3、3458の5、字横防3762の2、字地藏山3771の1、3771の6、3771の11、字宮ノ浦3772の1・3772の12（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、3772の15から3772の21まで、字寺島4050の2、字向島4368から4379まで、4387、4388、4460、字小向4456、字鳥島4591から4593まで、字葛島4594、4596から4599まで、4602、4603、4605、4607から4609まで、4611、4617、4619、4620、4624の1、4627、4628、4630、4631、4634の2、4635、4636、4638、4639、字荒神島4640の1から4640の3まで、4642の1（次の図に示す部分に限る。）、4642の2、4642の3、4645から4647まで、4649の1（次の図に示す部分に限る。）、4649の2、4652から4656まで、4662、4665から4667まで、4673、4674、4677、4679、4680、4684、4686の1、4687、4689、4690の1、4691、4692、4694、4698、4699の1、4699の2、4700、4701、4705、4707、4708、4710、4711、4714、4716、4721、4722、4724、4727、4729、4742、4744から4747まで

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び直島町建設経済課に備え置いて縦覧に供する。）